

(別記2)

障害者虐待防止対策支援事業

1 目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 虐待時の対応のための体制整備
- (2) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施
- (3) 専門性の強化
- (4) 連携協力体制の整備
- (5) 普及啓発

3 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること。